

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成29年10月4日(水)
開会 午後3時30分
閉会 午後4時50分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 大野慎治
(委員) 塚本秋雄、鬼頭博和、木村冬樹
黒川武議長、梅村均副議長、宮川隆議員
5 欠席議員 なし
6 説明員 行政課長 中村定秋
議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 定例会会期について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

木村委員：議案質疑前に一般質問を行う自治体もあると思われるが、近隣市議会の会期はどうか。

統括主査：調べていないので調査する。

木村委員：議案質疑前に一般質問を行いたい。

須藤委員長：現在のような会期にした経過もあるがどうか。

木村委員：一般質問が定例会の会期終盤のおまけのような形で良いのかという問いかけである。

大野副委員長：議員になった当時、一般質問と議案質疑は区別をするよう言われてきた。最近疎かになってきたと感じる。

宮川議員：昨今、議員の質問の質が上がり、鋭い指摘も見受けられるようになった。特に予算、決算に触れないような質問は限られてくる。職員体制を重視するのか、議員の提案権を重視するのか全て丸く納めるには無理がある。議会として何を重視するのか協議する必要がある。

木村委員：予算に関する質問は、一般質問の後に議案質疑があることで「一般質問の答弁はこの様であったが」という切り口で質疑できる。ただし議会事務局が委員会議事録を準備できるかということ。

須藤委員長：委員会議事録の完成は1週間か。

統括主査：土日を除いて7日間で完成するという契約である。

大野副委員長：会期内で委員会を2回目開催する場合は、2回目の分は最終

日に間に合わなくなる。江南市は委員会後に相応の日数を確保して最終日を迎える。かなり間が空いている。

木村委員：今日結論を出すこともないが、3月議会までには方向性を示したい、12月議会はこれまでの会期順で良いと思う。

黒川議長：3月、9月議会は予算・決算項目に被らずに一般質問を行うのは難しいので、多少被ることも考えられるが、議案質疑前に持ってきたらということである。

木村委員：一般質問は議会の中でも重要なウェイトを占める部分と考えているので、会期の最後にあるのはどうかということである。

須藤委員長：この件は一旦会派で検討してもらい、12月議会中に決めていきたい。

大野副委員長：一般質問順であるが、通告受付順でヒアリングを実施していかないと一般質問に間に合わなくなることも想定される。全協後に直ちに通告開始するなど前倒しも考慮しないといけない。

行政課長：執行機関側として発言させていただく。現在の会期は試行的に実施していると聞いている。会期の中身を元の順に戻したということであれば、試行が終わったということだと判断する。試行前と比べると、ほぼ全議員が質問されるようになった。よって通告の前倒しをしていただかないと準備の面で厳しくなるとも考えられる。現在は議案の内容から質問を考えるという形なので、告示日の翌日が一般質問の通告期限という認識である。仮に被ってもやむを得ないということであれば、例えば、全協での議案説明から何日以内といった取り決めを作ってもらえると助かる。議運時にはヒアリングも実施されているくらいの日程であればありがたい。あと、議事録を委員長報告に間に合うように反訳業者に委託しており、その分、予算が増額されている。こちらも併せて検討いただきたい。あと1点、一般質問を後半にされたときは、部長会と話し合いをされたと記憶している。

須藤委員長：各会派で検討いただくようお願いする。

木村委員：委員長報告に間に合うよう議事録を反訳委託料として予算化しているので、それが反映されないのであれば問題だし、日程や委員長報告のあり方も考えないといけない。

黒川議長：元々委員長報告に関するところは、執行機関が所管担当ごとに作成していたが、議会自体が本来すべきことで、議会事務局で一括に作成するようになった。しかし間に合わないの、会期を入れ替え、なおかつ反訳委託料も7日間納品は単価も増額している。

大野副委員長：当時は議会事務局職員が夜10時、11時まで残業しながら

要約筆記で作成し、関係者の了解も得ながら間に合わせていた。この事務量が相当のものであるとして、また齟齬も減るという観点で反訳委託に踏み切った経過もある。

木村委員：これらを踏まえて、通告の前倒し、部長会との協議、委員長報告と反訳の関係を考慮して会派での結論を出すということで良いと考える。

須藤委員長：各委員から会派での検討をお願いします。

(2) 監査委員の決算に関する議案の質疑について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

大野副委員長：この資料の内容が正しいか確認はしたか。

木村委員長：監査委員が除斥されなければいけないか、委員への選出の可否、質疑に当たっての注意事項はどのようなことを確認したほうが良い。

宮川議員：本年度、前年度の監査委員の退席に関しては、以前に、法的根拠はないという確認はされていた。当時の議運の委員構成までは記憶していないが、岩倉市のルールを決め運営するというで決まると記憶している。再度確認しても法的根拠はないと回答されると思われる。岩倉市議会がどのように判断するかに尽きる。

大野副委員長：近隣市町の状況も確認してほしい。

木村委員：私の考え方だが、監査委員は成果報告書まで確認して提案しているわけではない。成果報告書に係る質疑はあると思う。

大野副委員長：監査委員は公金のやりとりが適切であるかを確認している。例えば図面を見ている時間があるのかと言われればない。

黒川議長：執行機関は行政監査の中で包み隠さず答える。これは、監査委員が秘密を守る、漏えいしないという暗黙の了解のもとで行われている。しかし、心配するのは、監査委員が議会という公の場で質問することで、職員は行政監査の中で包み隠さず答えるということに疑念を抱くに至らないかということである。適正な監査の阻害に行き着いてしまうことが懸念される。

須藤委員長：監査委員は採決のみならず、委員会への出席も控えたほうが良いかもしれない。

宮川議員：それは議員の権利を阻害することにも当たる。

須藤委員長：監査委員を議会から選出しないという考え方もある。

宮川議員：監査委員であったときに監査委員事務局に質問することを確認しながら質疑したこともある。監査委員だからこそ知りうる情報を安易に公にしてしまうこともどうかと考える。

木村委員：成果報告書を見て初めて知り得ることもあるのだから、そのことを質疑できないのはどうなのかという意見である。

大野副委員長：監査委員は2年間ということもしばしば議員間で話している。

木村委員：2年か1年かは主題ではないが、1年目の経験を踏まえてということならば良いことだと思う。質疑や議員としての活動の線引きであって、監査委員として知り得た事実以外の質疑であれば、監査委員も質疑できるのではないかと。採決については今のままでも良いと考える。

梅村副議長：資料には続きがあって、意見が様々出たのだが、質疑しても良いのではという感じで結んでいるようだ。

大野副委員長：できるだけ控えるというように取れる。

木村委員：法的な根拠はないと言われると思われるが、除斥についてと予算・決算委員会委員に就任できるか、質疑に制約がないか確認してほしい。

須藤委員長：事務局で調べ、また各委員から会派で検討するように。

（3）請願書及び陳情書提出期限について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

大野副委員長：午後5時に統一してはどうか。

木村委員：確認である。要綱には提出の時間についてまで規定していなかったはずだがどうか。

統括主査：そのとおりである。

木村委員：「陳情は、定例会初日の...送付します。」とあるが、「送付する場合があります。」に訂正したほうが良い。

大野副委員長：5月臨時会の案件として受理した請願はどうか。定例会ではなく、臨時会で審査することとなった。私は異議を唱えたが、定例会審査が原則ではないか。

木村委員：議会基本条例に照らして判断するならば、定例会・臨時会を問わず受け付けるべきではないか。

大野副委員長：それはどうか。喫緊の課題であるかどうか、緊急性が高いのかそうでないのか、判断すべきでないか。

黒川議長：請願・陳情はいつでも受付を行うのだが、原則直近の定例会で取り扱うのであって、人事には関係がない。

大野副委員長：この案件は継続審査となったが、委員が変わってしまい、6月定例会時は、現実的に最初から説明が必要になった。

塚本委員：臨時会を開く趣旨を考えると、臨時会を開いてまで審議する案件があるから開催するのであって、そこに請願・陳情等を入れ込むのはどう

か。規定にも定例会は開催月が決められていて、請願・陳情を提出しようとする人は、そこを目指して提出するのではないか。

木村委員：定例会を原則とするならば、このとおりで良いのでは。

須藤委員長：請願・陳情はこれまでと同様に原則定例会で取り扱うものとする。陳情提出時間のところを午後5時と表記する。

(4) その他

黒川議長：本定例会一般質問において気になった点がある。元市長の寄附に関する質問の発言の中で「全国市議会議長会へ事務局職員を通じて調査した」という内容であった。議員個人の一般質問であれば、議員個人が調査すべきことであるが、事務局職員に調査させるのはいかがなものかと思うがどうか。事務局の調査法務機能の強化は検討しているが、実際のところ事務量的に現在はそうではない。もう1点、毎月20日開催の全員協議会であるが、議員の中には特別講座の研修が予定されているかたもある。専門性も高く価値のある研修であり、片や公務としての協議会もあるということで、その際の判断についてである。議長の判断によって許可することについての意見をいただきたい。

須藤委員長：最初に、個人の一般質問において、個人的に事務局職員に調査させることについてどうか。一般的に調査を依頼する場合は委員会、協議会単位としてであるが、どうか。

木村委員：依頼したことも無い。

宮川議長：事務局への調査依頼について法的根拠に基づくものではないが、事務局に対しては議長からの指示によるものだと考える。公的な場所での発言としては不穏当発言という取扱いになるかなと思い聞いていた。

梅村副議長：事務局職員に個人的に調査を依頼することが可能ならば、全議員が事務局へ依頼することになるが、それが良いのかということ。上手くやれば良いということであれば、そのような対応になるし、今後の対応についてどうするか。

木村委員：程度や場合による。議会事務局長が判断に迷うならば議長に相談して対応するしか無いのではないか。

議会事務局長：議会事務局長を通さずに担当へ直接依頼をされている。

木村委員：それは良くない。議会だより編集として、担当者に委員会の正副委員長として依頼することはあるが、それとは違うようだ。

大野副委員長：それは委員会からの依頼なので問題はない。

議会事務局長：委員会としての依頼は理解できる。個人の依頼とは意味が違

う。

木村委員：個人としての依頼は議会事務局長を通さなければならない。そこで局長が判断に迷うならば、議長に判断を仰ぐべきと思う。そういう仕組みは作っておいた方が良い。

塚本委員：議会事務局職員に直接指示を出せるのは議長である。議員個人が直接指示することはできない。鹿児島市議会には議員3人に対し1人職員を配置し、調査することができるような体制を敷いている。岩倉市議会の事務局職員体制はそこまでに至っていない。

木村委員：やはり全国市議会議長会のようなところへ聞く際には議会事務局長を通すべき。

大野副委員長：それが筋である。

須藤委員長：不穏当発言と取れる個所の議事録はどうするか。

塚本委員：岩倉市議会には調査係が無いのだから今後そこも含めて設置できるようにして行かなければならない。

黒川議長：議会基本条例に基づいて事務局機能の強化というところで議論してきているが、増員要求もしている。

大野副委員長：今の議会事務局長を含めての4人体制では難しいということ。個人的な調査依頼があるならば、まずは判断として議会事務局長へ話を通すということである。

黒川議長：調査の内容によるが、主眼をなすような調査で、幾つもの項目に渡るようなものであれば、問題意識を持った本人がやるべきことである。今回は議会事務局統括主査へ依頼があったようだ。統括主査が長く電話をしている様だったので、その後話をしたら全国市議会議長会への問合せであったことが発覚した。これが初めてではなくて、以前にもあったようだ。今回、本会議の中でその発言があったので、またこれが恒常的になっても困るので議題とした。

木村委員：議会事務局に調べさせたという発言があったからね。やはりこれは良くない。

宮川議員：議長の判断で正論として認められたのであれば良いかと思うが。

黒川議長：直接、統括主査又は担当に調査依頼するのではなく、必要ならば議会事務局長へ話を通す、依頼し、議会事務局長の判断とする。議会事務局長で判断できないものは、正副議長で判断するというところでどうか。

須藤委員長：口頭で良いのか。

塚本委員：相談段階は口頭で良いのではないか。

黒川議長：相談で許可されたならば、調査事項を書面で依頼することですら

か。そして議長から調査事項に対し事務局へ指示するという流れである。
須藤委員長：今後は以上の手続きとするので、各会派で説明いただきたい。

もう1件、毎月20日開催の全員協議会についてである。

大野副委員長：大津の研修施設で20日、21日の2日間開催で、大変有意義な研修があったので参加したかったが断念したという経緯はある。全員協議会は20日で定例となっているので、全協優先は当然のことと考えている。それを無視して申込みはできない。数か月前ならばお願いして、日にちを変更していただくこともあるかもしれないが。

鬼頭委員：突発的なことがあれば、やむを得ないとなるだろう。

塚本委員：20日は結構良い研修が入ることがある。

大野副委員長：議会前の20日は、議案も出揃って、議案説明には20日はふさわしいと以前に決めた。

須藤委員長：そのとおりである。

塚本委員：本会議の会期中は別として、そうでなければ必ずしも出席を求めるのもどうかと思う。

木村委員：同じく思う。やむ無し理由でふれあいトークを休ませていただくこともある。

塚本委員：欠席する理由にもよるが、一定は認めても良いのではないか。同会派の議員に会議の内容を確認するなどの努力は必要と考える。本人にプラスになる研修であれば欠席の許可も良いのではないか。研修への参加が岩倉市議会にとってプラスに働けば良いことだ。

黒川議長：これは議会からの派遣という形か。

塚本委員：研修は違う。

宮川議員：政務活動費の中で行うので、派遣ではない。

塚本委員：研修所を利用するものは議長に話は通している。

大野副委員長：確かに大津市の研修所開催の研修は、20日前後が多い。欠席届を元に議長の許可が得られたならばということでしょうか。

梅村副議長：今後において、20日に全員協議会開催したら数名しか出席できないでは困るが、それがなければ良いのでないか。

木村委員：協議会をあくまで優先するが、全てその限りでないということでしょうか。

黒川議長：定例会の本会議に倣って、協議会の場も欠席届を提出するということが良いか。

須藤委員長：全員協議会等において研修で欠席する場合も欠席届を提出することとする。会派で説明いただきたい。その他ないか。

須藤委員長：今後の議会運営委員会の日程について。

議会事務局長：10月20日が新年度予算の提出になっている。議会費について提出前に協議いただきたい。

各委員：25日かどうか。

須藤委員長：新年度予算について、10月25日午後3時30分議会運営委員会開催とする。

10 その他

特になし。